

利用上の注意

本編は、平成19年11月1日現在で実施した「平成19年特定サービス産業実態調査」のうち、ソフトウェア業(日本標準産業分類小分類項目391)及び情報処理・提供サービス業(同392)の調査結果について取りまとめたものである。

特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第113号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として196頁から216頁に掲載している。

3. 調査の期日

平成19年特定サービス産業実態調査は、平成19年11月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成19年は、そのうち、次に掲げる11業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所を対象に調査を行った。

平成19年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類411 - 映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類643 - クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類806 - デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類882 - 産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類891 - 広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類899 - その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類903 - 計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

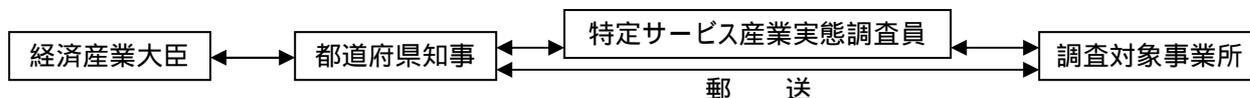
注: 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「< 業種別事項 >」を参照してください。

5. 調査方法

- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び収集を行う(経済産業省一括調査)方法。

6. 調査経路

< 都道府県経由 >



< 経済産業省一括調査 >



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 19 年特定サービス産業実態調査は、11 調査業種について「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、「映像情報制作・配給業調査票」、「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、「デザイン・機械設計業調査票」、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、「広告代理業、その他の広告業調査票」、「計量証明業調査票」の共用調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約9か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9. 調査業種及び調査年次

- (1) 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、直近の平成 12 年調査から平成 17 年調査までは、調査業種を「対事業所サービス業(ビジネス支援産業)」、「対個人サービス業(娯楽関連産業)」、「対個人サービス業(教養・生活関連産業)」の3つに分割して、1年ごとに3年周期として調査を実施。ただし、物品賃貸業は、自己による資産購入を中心とする形態からリース(賃貸)を中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業は、IT(情報技術)化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種は毎年調査を実施。平成 18 年からは、サービス統計の整備・拡充を図るため、より精度の高い調査結果を得ることを目的として、調査対象名簿を業界団体等による名簿から事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、調査業種の産業分類レベルについて、GDP関連統計との関連を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類レベルへの統一を行った。
- (2) 平成 19 年は、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「計量証明業」を新たに調査対象とし、調査業種の拡大を行った。

調査業種及び調査年次(直近4年間)

平成 16 年調査	平成 17 年調査	平成 18 年調査	平成 19 年調査
(毎年調査業種)	(毎年調査業種)	(毎年調査に移行)	(調査業種)
物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 映像情報制作・配給業 クレジットカード業、割賦金融業 デザイン・機械設計業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業 計量証明業
(3年周期調査業種) 【娯楽関連産業】	(3年周期調査業種) 【教養・生活関連産業】		
映画館 ゴルフ場 テニス場(テニス練習場を含む。) ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場(貸しホールを含む。) 映画制作・配給業、ビデオ発売業	クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業		

注：特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。
年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照されたい。

10. 平成18年調査結果との比較について

調査結果の利用者の利便性、時系列の継続性確保の観点から、比較可能な主要調査項目について18年と19年ともに調査の対象となっている事業所(いわゆる継続対象事業所)のみの集計結果による実数及び伸び率比較を、参考資料「平成19年特定サービス産業実態調査結果と平成18年調査結果との比較について」(212頁)に掲載している。

・ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業<業種別事項>

1. 調査対象の範囲

- (1) **ソフトウェア業の調査対象**は、電子計算機のプログラム(受注ソフトウェア、ソフトウェア・プロダクト(業務用パッケージソフトウェア(箱等にパッケージングされているソフトウェア)、組み込みソフトウェア、ゲーム用ソフトウェア)の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス業務を行っている事業所である。
- (2) **情報処理・提供サービス業の調査対象**は、電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス、電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス、各種(不動産情報、気象情報、科学技術情報など)のデータを収集、加工、蓄積し情報として提供するデータベースサービス、ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス、市場調査、世論調査などの各種調査サービス、マシンタイムサービスなどの業務を行っている事業所である。

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象としていない。

インターネット付随サービス業(ソフトウェアの作成から一貫して行うASP業務など一部対象となる業務があります)

他の事業所が開発したソフトウェア・プロダクトの販売のみを行っている事業所

自企業のための社内業務としてソフトウェア業務又は情報処理・提供サービス業務を行っている事業所

他産業を主業としているもの(情報記録物製造業、ニュース供給業、興信所、観光案内業、経営コンサルタント業)

コールセンター業務、カスタマサービス業務、保守業務。

2. 統計表の事項の説明

- (1) **事業所数**は、調査結果(平成19年11月1日現在)の集計事業所数(有効回答事業所数)である。
事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。
なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成19年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **従業者数**は、平成19年11月1日現在の数値。
従業者数とは、事業所に所属している者で、当該業務(ソフトウェア業務若しくは情報処理・提供サービス業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b 「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成19年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

また、「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「ア

アルバイト)又はそれに近い名称で呼ばれている者。

d 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「総計のうち、別経営の事業所に派遣している人」とは、事業所全体の従業者(前頁ア)のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(5) **従事者数**は、平成19年11月1日現在の数値。

従事者数とは、事業所の従業者(前頁ア)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

主たる業務の部門別従事者数は、主たる業務(本編では、ソフトウェア業務若しくは情報処理・提供サービス業務のうち、年間売上高が多い業務をいう。)に従事する下記の部門別の従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び主たる業務(本編では、ソフトウェア業務若しくは情報処理・提供サービス業務のうち、年間売上高が多い業務をいう。)の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する者。

イ 「**システムエンジニア**」とは、システムプランナー又はシステムアナリストとも呼ばれ、主にシステムの分析から設計までを行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する者。

ウ 「**プログラマー**」とは、システム設計書により、プログラムの設計及び作成の業務に従事する者。

エ 「**研究員**」とは、エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する者。

オ 「**その他**」とは、前記以外の部門に従事する者でオペレータ、キーパンチャー、資料収集、市場調査、世論調査、コンサルティングなどの業務部門に従事する者。

部門別従事者数には、当該事業所の主たる業務に従事する従業者のほか、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含む。

(6) **年間売上高**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

なお、当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

また、業務別の「ソフトウェア業務」及び「情報処理・提供サービス業務」には、コンピュータハードウェア、関連機器、サプライ製品などの販売高(売上高)は含まず、「その他業務」及びその内訳の「卸売・小売業」の売上高としている。

(7) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

ソフトウェア業務

「**受注ソフトウェア開発**」とは、特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーションサービスや保守業務も含まれる。また、情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含まれる。

ソフトウェアプロダクツとは、不特定多数のユーザーを対象として、開発・作成するイージーオーダー又はレディメイドのソフトウェアをいい、「業務用パッケージ」、「ゲームソフト」及び「コンピュータ等基本ソフト」に区分される。

なお、他の企業で開発されたものであっても、自社ブランド名で販売する場合は含まれる。

ア 「**業務用パッケージ**」とは、企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェアプロダクツをいう。

イ 「**ゲームソフト**」とは、家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものを除く)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいう。

ウ 「**コンピュータ等基本ソフト**」とは、コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいう。

情報処理・提供サービス業務

「**情報処理サービス**」とは、オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス(アプリケーション・サービス・プロバイダー:ソフトの作成から一貫して行うものに限る)、情報処理コンサルティングサービス(IT関連投資に係る企画コンサルティングのみ)などをいう。

「**システム等管理運営受託**」とは、ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務をいう。ここにはオペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合も含めるが、労働者派遣法(注)上の労働者派遣に該当するものは、当該業務(ソフトウェア業務若しくは情報処理・提供サービス業務)以外の「その他業務」の「サービス業務」に含まれます。

なお、システムの構築を含めて一括受託した場合は、基本的にはそれぞれの業務に分割するが、分割できない場合はこの業務に含める。

(注)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)

データベース・サービスとは、コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいい、「インターネットによるもの」及び「その他」に区分される。

ア 「インターネットによるもの」とは、インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいう(提供情報の収集・加工・提供を行うものに限る)。

イ 「その他」とは、インターネットなどのネットワーク経由によらないオフラインでの提供業務及び磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいう。

「各種調査」とは、シンクタンク業務、コンサルティング(情報処理コンサルティングサービスを除く)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいう。

「その他」とは、キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業務に係わる講習会・教育訓練などの人材派遣料収入、その他上記 ~ 以外の情報処理・提供サービス業務をいう。

- (8) **年間営業費用**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体及び主たる業務(ソフトウェア業務若しくは情報処理・提供サービス業務のうち、年間売上高が多い業務をいう。)の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

「外注費」は、業務(主たる業務にあっては、ソフトウェア業務若しくは情報処理・提供サービス業務のうち、年間売上高が多い業務をいう。)の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

「減価償却費」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

賃借料は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などである。

「その他の営業費用」は、上記 ~ 以外の営業費用で以下のものである。

広告宣伝費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、支払保険料、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

- (9) **年間営業用有形固定資産取得額**は、事業所において平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
ソフトウェア業	12,389	10,124	81.7%	9,885
情報処理・提供サービス業	5,820	4,889	84.0%	4,746

注1:調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3:調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所数である。

4. 記号及び注記

- (1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「 」は数値がマイナスであることを表している。

「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成 19 年特定サービス産業実態調査報告書ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成19年11月1日現在で実施した「平成19年特定サービス産業実態調査」のうち、**各種物品賃貸業**(日本標準産業分類小分類項目881)、**産業用機械器具賃貸業**(同882)及び**事務用機械器具賃貸業**(同883)の調査結果について取りまとめたものである。

・特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第113号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として340頁から352頁に掲載している。

3. 調査の期日

平成19年特定サービス産業実態調査は、平成19年11月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成19年は、そのうち、次に掲げる11業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(企業)を対象に調査を行った。

平成19年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391 - ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411 - 映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643 - クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806 - デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881 - 各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882 - 産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891 - 広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899 - その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903 - 計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

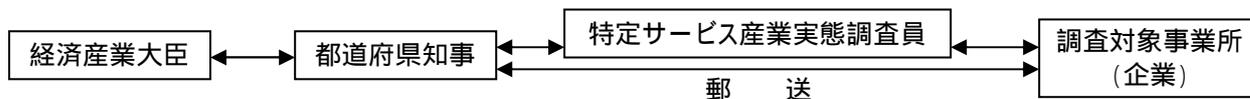
注: 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「・業種別事項」を参照してください。

5. 調査方法

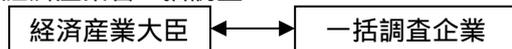
- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び収集を行う(経済産業省一括調査)方法。

6. 調査経路

< 都道府県経由 >



< 経済産業省一括調査 >



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 19 年特定サービス産業実態調査は、11 調査業種について「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、「映像情報制作・配給業調査票」、「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、「デザイン・機械設計業調査票」、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、「広告代理業、その他の広告業調査票」、「計量証明業調査票」の共用調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9 か月後に公表、確報を約 12 か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9. 調査業種及び調査年次

- (1) 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、直近の平成 12 年調査から平成 17 年調査までは、調査業種を「対事業所サービス業(ビジネス支援産業)」、「対個人サービス業(娯楽関連産業)」、「対個人サービス業(教養・生活関連産業)」の 3 つに分割して、1 年ごとに 3 年周期として調査を実施。ただし、物品賃貸業は、自己による資産購入を中心とする形態からリース(賃貸)を中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業は、IT(情報技術)化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら 2 業種は毎年調査を実施。平成 18 年からは、サービス統計の整備・拡充を図るため、より精度の高い調査結果を得ることを目的として、調査対象名簿を業界団体等による名簿から事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、調査業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との関連を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類レベルへの統一を行った。
- (2) 平成 19 年は、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「計量証明業」を新たに調査対象とし、調査業種の拡大を行った。

調査業種及び調査年次(直近 4 年間)

平成 16 年調査	平成 17 年調査	平成 18 年調査	平成 19 年調査
(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査に移行)	(調査業種)
(3 年周期調査業種) 【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場(テニス練習場を含む。) ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場(貸しホールを含む。) 映画制作・配給業、ビデオ発売業	(3 年周期調査業種) 【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 映像情報制作・配給業 クレジットカード業、割賦金融業 デザイン・機械設計業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業 計量証明業

注: 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年の調査開始以降、平成 17 年までに 31 業種の調査を実施している。年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照されたい。

10. 平成 18 年調査結果との比較について

調査結果の利用者の利便性、時系列の継続性確保の観点から、比較可能な主要調査項目について 18 年と 19 年ともに調査の対象となっている事業所(いわゆる継続対象事業所)のみの集計結果による実数及び伸び率比較を、参考資料「平成 19 年特定サービス産業実態調査結果と平成 18 年調査結果との比較について」(346 頁)に掲載している。

・各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業及び事務用機械器具賃貸業 < 業種別事項 >

1. 調査対象の範囲

(1) **各種物品賃貸業の調査対象**は、総合リース業又はその他の各種物品賃貸業を営む事業所である。

総合リース業

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、産業用機械器具賃貸業(JSIC 小分類 882)、事務用機械器具賃貸業(同 883)、自動車賃貸業(同 884)、スポーツ・娯楽用品賃貸業(同 885)、その他の物品賃貸業(同 889)の JSIC 小分類 5 項目のうち 3 項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が 1 年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務をいいます。

その他の各種物品賃貸業

物品賃貸業のうち、産業用機械器具賃貸業(JSIC 小分類 882)、事務用機械器具賃貸業(同 883)、自動車賃貸業(同 884)、スポーツ・娯楽用品賃貸業(同 885)、その他の物品賃貸業(同 889)の JSIC 小分類 5 項目のうち 3 項目以上にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務をいいます。

(2) **産業用機械器具賃貸業の調査対象**は、各種産業用に供する生産設備、機械器具(産業機械、工作機械、医療用機器、商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等)若しくは各種の建設工事に用いる建設機械器具(オペレータ付きの建設機械器具を含む)の賃貸業務を行っている事業所である。

(3) **事務用機械器具賃貸業の調査対象**は、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行っている事業所である。

ただし、以下の業務を行う事業所は、この調査の対象としていない。

専ら「自動車」、「スポーツ・娯楽用品」、「その他の物品(衣装、CD、ビデオ等)」のみの賃貸業務を行っている事業所(レンタカー、レンタルショップ、貸衣装業等)

土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機械等を賃貸する場合
貸シーツ、貸おしぼり等リネンサプライ業(JSIC 小分類 8213))

2. 統計表の事項の説明

(1) **事業所数**は、調査結果(平成 19 年 11 月 1 日現在)の集計事業所数(有効回答事業所数)である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

(2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)

(3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 19 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **従業者数**は、平成 19 年 11 月 1 日現在の数値。

従業者数とは、事業所に所属している者で、当該業務(各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業若しくは事務用機械器具賃貸業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b 「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 19 年 9 月と 10 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

「一般に正社員、正職員と呼ばれている人」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。
また、「パート・アルバイトなど」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

d 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「総計のうち、別経営の事業所に派遣している人」とは、事業所全体の従業者(前頁ア)のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(5) **従事者数**は、平成19年11月1日現在の数値。

従事者数とは、事業所の従業者(前頁ア)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

主たる業務の部門別従事者数は、主たる業務(本編では、各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業務若しくは事務用機械器具賃貸業務の3つのうち、年間売上が多い業務をいう。)に従事する下記の部門別の従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び主たる業務(本編では、各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業務若しくは事務用機械器具賃貸業務の3つのうち、年間売上が最も多い業務をいう。)の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する者。また、有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含む。

イ 「**保守・管理・操作部門**」とは、保守、管理及び操作の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する者。

ウ 「**その他**」とは、上記ア、イ以外の業務に従事する者。

(6) **年間売上高**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び当該業務の売上高(リース及びレンタル業務)で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

なお、リースとは、物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れが出来ないものをいい、レンタルとはリース以外の賃貸契約のすべてをいう。

(7) **リース年間契約高及びリース年間契約件数**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間のリース契約高及びリース契約件数。

なお、支社がリース契約の申込みを受け実際に取引をまとめたのち、本社が形式的に契約を結んだ場合は、本社ではなく、支社の成約とする。

(8) **年間営業費用**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体及び主たる業務(本編では、各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業務若しくは事務用機械器具賃貸業務の3つのうち、年間売上が多い業務をいう。)の「給与支給総額」、「貸与資産原価」、「資金原価」、「減価償却費」、「賃借料」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

「**貸与資産原価**」は、貸与資産(リース及びレンタル用資産)の減価償却費、固定資産税、保険料などの額。

「**資金原価**」は、貸与資産購入のための資金調達に伴う支払利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差引いた額。

「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)。

賃借料は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「**土地・建物**」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「**機械・装置**」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などである。

「**その他の営業費用**」は、上記 ~ 以外の営業費用で以下のものである。

広告宣伝費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、支払保険料、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(9) **年間営業用有形固定資産取得額**は、事業所において平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
各種物品賃貸業	1,812	1,640	90.5%	1,592
産業用機械器具賃貸業	7,233	5,931	82.0%	5,817
事務用機械器具賃貸業	255	212	83.1%	185

注1:調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3:調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所数である。

4. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 「男女別、雇用形態別従業者数」の表の「従事者数」は、事業所(企業)の従業者数計から別経営の事業所(又は企業)へ派遣されている人を除き、別経営の事業所(又は企業)から派遣されている人を加えたもの。

(3) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

・その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成19年特定サービス産業実態調査報告書 各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成19年11月1日現在で実施した「平成19年特定サービス産業実態調査」のうち、**広告代理業**(日本標準産業分類小分類項目 891)及び**その他の広告業**(同 899)の調査結果について取りまとめたものである。

・特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第113号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として172頁から182頁に掲載している。

3. 調査の期日

平成19年特定サービス産業実態調査は、平成19年11月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成19年は、そのうち、次に掲げる11業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(企業)を対象に調査を行った。

平成19年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391 - ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411 - 映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643 - クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806 - デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881 - 各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882 - 産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891 - 広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899 - その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903 - 計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

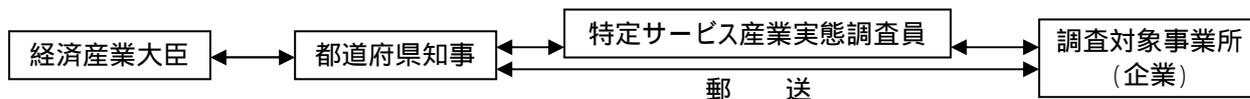
注: 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「・業種別事項」を参照してください。

5. 調査方法

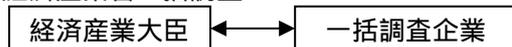
- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び収集を行う(経済産業省一括調査)方法。

6. 調査経路

< 都道府県経由 >



< 経済産業省一括調査 >



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 19 年特定サービス産業実態調査は、11 調査業種について「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、「映像情報制作・配給業調査票」、「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、「デザイン・機械設計業調査票」、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、「広告代理業、その他の広告業調査票」、「計量証明業調査票」の共用調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9 か月後に公表、確報を約 12 か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9. 調査業種及び調査年次

- (1) 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、直近の平成 12 年調査から平成 17 年調査までは、調査業種を「対事業所サービス業(ビジネス支援産業)」、「対個人サービス業(娯楽関連産業)」、「対個人サービス業(教養・生活関連産業)」の 3 つに分割して、1 年ごとに 3 年周期として調査を実施。ただし、物品賃貸業は、自己による資産購入を中心とする形態からリース(賃貸)を中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業は、IT(情報技術)化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら 2 業種は毎年調査を実施。平成 18 年からは、サービス統計の整備・拡充を図るため、より精度の高い調査結果を得ることを目的として、調査対象名簿を業界団体等による名簿から事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、調査業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との関連を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類レベルへの統一を行った。
- (2) 平成 19 年は、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「計量証明業」を新たに調査対象とし、調査業種の拡大を行った。

調査業種及び調査年次(直近 4 年間)

平成 16 年調査	平成 17 年調査	平成 18 年調査	平成 19 年調査
(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査に移行)	(調査業種)
(3 年周期調査業種) 【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場(テニス練習場を含む。) ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場(貸しホールを含む。) 映画制作・配給業、ビデオ発売業	(3 年周期調査業種) 【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 映像情報制作・配給業 クレジットカード業、割賦金融業 デザイン・機械設計業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業 計量証明業

注: 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年の調査開始以降、平成 17 年までに 31 業種の調査を実施している。年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照されたい。

10. 平成 18 年調査結果との比較について

調査結果の利用者の利便性、時系列の継続性確保の観点から、比較可能な主要調査項目について 18 年と 19 年ともに調査の対象となっている事業所(いわゆる継続対象事業所)のみの集計結果による実数及び伸び率比較を、参考資料「平成 19 年特定サービス産業実態調査結果と平成 18 年調査結果との比較について」(178 頁)に掲載している。

・「広告代理業」及び「その他の広告業」 <業種別事項>

1. 調査対象の範囲

- (1) **広告代理業の調査対象**は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット(ポータルサイト等)、その他の広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告の業務を行っている事業所である。
- (2) **その他の広告業の調査対象**は、屋外において広告物の表示を業務として行っている事業所、折込み広告、ダイレクトメール、その他の広告サービスを業務として行っている事業所である。
なお、広告代理業、その他の広告業と類似の業務を行っているが、依頼を受けてチラシ等の印刷のみを行う事業所、チラシ、サンプル等の運搬のみを行う事業所、ダイレクトメールの宛名書きのみを行う事業所、看板、ネオンサイン、アドバルーン等の制作のみを行っている事業所は、この調査の対象としない。又、屋外における広告物の表示であっても、自己の所有する建造物の管理とみることが適当である業態の事業所も調査の対象としない。

2. 統計表の事項の説明

- (1) **事業所数**は、調査結果(平成 19 年 11 月 1 日現在)の集計事業所数(有効回答事業所数)である。
事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。
なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「**該当事業所数**」で表記している。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 19 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **従業者数**は、平成 19 年 11 月 1 日現在の数値。
従業者数とは、事業所に所属している者で、当該業務(広告代理業務若しくはその他の広告業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。
雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。
 - ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」
 - a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、「**個人業主(個人経営の事業主)**」とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。「**無給の家族従業者**」とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。
 - b 「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
 - c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 19 年 9 月と 10 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。
「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。また、「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。
 - d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。
 - イ 「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所全体の従業者(上記ア)のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている者。
「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。
- (5) **従事者数**は、平成 19 年 11 月 1 日現在の数値。
従事者数とは、事業所の従業者(前項ア)から「**別経営の事業所に派遣している人**」を除き、「**別経営の事業所から派遣されている人**」を含めた人数の計。

主たる業務の部門別従事者数は、主たる業務(本編では、広告代理業務若しくはその他の広告業務のうち、年間売上高が多い業務をいう。)に従事する下記の部門別の従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び広告主(企業・公共団体など)を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、又は広告会社の立案した企画を広告主に持ち込むなどの業務に従事する者。

イ 「**媒体部門**」とは、広告媒体企業(新聞社、テレビ局、ラジオ局など)との連絡業務に従事する者。

ウ 「**制作部門**」とは、新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成業務、テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等の業務、ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務などに従事する者。

エ 「**調査・企画・マーケティング部門**」とは、広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する者。

オ 「**SP・PR・その他**」とは、セールスプロモーション(SP)部門、パブリックリレーションズ(PR)部門など前記以外の業務部門に従事する者。

- (6) **年間売上高**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「広告代理業務」、「その他の広告業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

- (7) **業務種類の区分**は、以下のとおり。

広告代理業務

「**新聞広告**」、「**雑誌広告**」、「**テレビ広告**」、「**ラジオ広告**」とは、マスコミ4媒体(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ)広告。

「**交通広告**」とは、鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅などの建造物を利用して掲示する広告。

「**SP・PR・催事企画**」とは、次のことをいう。

ア **SP(セールスプロモーション)**とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP(ポイント・オブ・パーチェス＝購買時点広告)、ノベルティ(広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等)などの広告を取り扱うものをいいます。なお、SPのうち屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどについては、「その他」に区分する。

イ **PR(パブリックリレーションズ)**とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として、企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布を行ったりするほか、各広告主の依頼に基づいてPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI(コーポレート・アイデンティティー＝企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど)に関する業務をいう。

ウ **催事(イベント)企画**とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事の企画、博覧会などの催し物の企画。

「**インターネット広告**」とは、プロバイダー等(広告媒体企業)が運営するインターネットサイト上のバナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)などネットワークを利用した広告代理業務。

「**その他**」とは、海外広告(海外で行った全ての媒体による広告)、SPのうち屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなど、上記～以外の広告媒体による広告(電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告)。又、広告のための調査、広告の企画・制作・開発や広告技術の開発に関する業務による売上も含まれる。

その他の広告業務

「**屋外広告**」とは、自ら所有する屋外の広告塔、広告板、ネオンサイン、看板などの広告。

「**折込み・ダイレクトメール**」とは、新聞を間接媒体として新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなどの印刷物による広告及び郵送による印刷物の広告(ダイレクトメール)。

「**インターネット広告**」とは、広告の提供を目的として、自ら運営するインターネットサイト上で行う広告業務。

「**その他**」とは、自ら発行するフリーペーパー・マガジン(タブロイド紙、広告誌など無料のもの)による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記～に該当しない広告。

- (8) **年間営業費用**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体及び主たる業務(広告代理業務若しくはその他の広告業務のうち、年間売上高が多い業務をいう。)の「給与支給総額」、「外注費」、「媒体費」、「減価償却費」、「賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

「**外注費**」は、業務(主たる業務にあっては、広告代理業務若しくはその他の広告業務のうち、年間売上高が多い業務をいう。)の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

「**媒体費**」は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP、インターネットなどの広告実施に必要な経費(時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など)として支払った費用。

「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

賃借料は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などである。

「その他の営業費用」は、上記 ~ 以外の営業費用で以下のものである。

広告宣伝費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、支払保険料、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

- (9) 年間営業用有形固定資産取得額は、事業所において平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
広告代理業	5,688	4,524	79.5%	4,443
その他の広告業	2,780	2,333	83.9%	2,304

注1:調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3:調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所数である。

4. 記号及び注記

- (1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

- (2) 「男女別、雇用形態別従業者数」の表の「従事者数」は、事業所(企業)の従業者数計から別経営の事業所(又は企業)へ派遣されている人を除き、別経営の事業所(又は企業)から派遣されている人を加えたもの。
(3) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成19年特定サービス産業実態調査報告書 広告代理業,その他の広告業編」による旨を明記してください。
2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成19年11月1日現在で実施した「平成19年特定サービス産業実態調査」のうち、映像情報制作・配給業(日本標準産業分類小分類項目411)の調査結果について取りまとめたものである。

・特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第113号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として84頁から100頁に掲載している。

3. 調査の期日

平成19年特定サービス産業実態調査は、平成19年11月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成19年は、そのうち、次に掲げる11業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(企業)を対象に調査を行った。

平成19年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391 - ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411 - 映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643 - クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806 - デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881 - 各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882 - 産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891 - 広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899 - その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903 - 計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

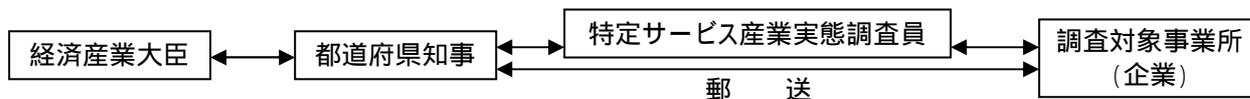
注: 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「・業種別事項」を参照してください。

5. 調査方法

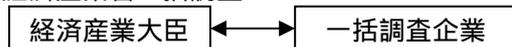
- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び収集を行う(経済産業省一括調査)方法。

6. 調査経路

< 都道府県経由 >



< 経済産業省一括調査 >



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 19 年特定サービス産業実態調査は、11 調査業種について「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、「映像情報制作・配給業調査票」、「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、「デザイン・機械設計業調査票」、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、「広告代理業、その他の広告業調査票」、「計量証明業調査票」の共用調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9 か月後に公表、確報を約 12 か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9. 調査業種及び調査年次

- (1) 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、直近の平成 12 年調査から平成 17 年調査までは、調査業種を「対事業所サービス業(ビジネス支援産業)」、「対個人サービス業(娯楽関連産業)」、「対個人サービス業(教養・生活関連産業)」の 3 つに分割して、1 年ごとに 3 年周期として調査を実施。ただし、物品賃貸業は、自己による資産購入を中心とする形態からリース(賃貸)を中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業は、IT(情報技術)化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら 2 業種は毎年調査を実施。平成 18 年からは、サービス統計の整備・拡充を図るため、より精度の高い調査結果を得ることを目的として、調査対象名簿を業界団体等による名簿から事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、調査業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との関連を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類レベルへの統一を行った。
- (2) 平成 19 年は、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「計量証明業」を新たに調査対象とし、調査業種の拡大を行った。

調査業種及び調査年次(直近 4 年間)

平成 16 年調査	平成 17 年調査	平成 18 年調査	平成 19 年調査
(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査に移行)	(調査業種)
(3 年周期調査業種) 【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場(テニス練習場を含む。) ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場(貸しホールを含む。) 映画制作・配給業、ビデオ発売業	(3 年周期調査業種) 【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 映像情報制作・配給業 クレジットカード業、割賦金融業 デザイン・機械設計業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業 計量証明業

注: 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年の調査開始以降、平成 17 年までに 31 業種の調査を実施している。年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照されたい。

・「映像情報制作・配給業」 <業種別事項>

1. 調査対象の範囲

映像情報制作・配給業の調査対象は、映画制作・配給を業務として行う企業、テレビ番組制作・テレビコマーシャル制作・テレビ番組配給を業務として行う企業及び、ビデオの企画・制作や発売(発売元として販売業者、ビデオレンタル店等への配給まで)を業務として行う企業である。

ただし、映像作品の著作権を持たず、情報を記録したものを製造する企業、専ら映画フィルムの賃貸、ビデオのレンタル又は販売のみを行う企業は、この調査の対象としない。

注:通常、特定サービス産業実態調査は**事業所単位**で調査を行うが、映像情報制作・配給業は**企業単位**で調査を行った。

2. 統計表の事項の説明

- (1) **企業数**は、調査結果(平成19年11月1日現在)の集計企業数(有効回答企業数)である。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成19年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **事業の形態別の区分**は、以下のとおり。
 - 「**映画・ビデオ制作業務**」は、映画の制作(受託を含む。)及びビデオ制作を行う企業が該当する。制作及び配給事業を行う企業も、当区分に含む。
 - 「**テレビ番組制作業務**」は、テレビ番組の制作(受託を含む。)を行う企業が該当する。テレビコマーシャル制作を行う企業も、当区分に含む。
 - 「**映画・ビデオ・テレビ番組配給業務**」は、映画、テレビ番組の配給、又はビデオの発売のみを行う企業が該当する。
- (5) **従業者数**は、平成19年11月1日現在の数値。
 - 従業者数**とは、企業に所属している者で、当該業務(映像情報制作・配給業務をいう。)以外の業務の従業者及び別経営の企業へ出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含まない。
 - 雇用形態別項目区分は、以下のとおり。
 - ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」
 - a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業で従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している者。
 - b 「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
 - c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成19年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。
 - 「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。
 - また、「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。
 - d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。
 - イ 「**総計のうち、別経営の企業に派遣している人**」とは、企業全体の従業者(上記ア)のうち、別経営の企業に出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者。
 - 「**総計のほかに別経営の企業から派遣されている人**」とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)。
 - (6) **従事者数**は、平成19年11月1日現在の数値。
 - 従事者数とは、企業の従業者(前項ア)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。
 - 映像情報制作・配給業務の部門別従事者数**は、映像情報制作・配給業務に従事する下記の部門別の従事者数をいう。
 - ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算及び、営業などの業務に従事する者。
 - イ 「**企画部門**」とは、映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。))、ビデオなどの企画業務に従事する者。
 - ウ 「**制作部門**」とは、映像情報の制作業務に従事する者。
 - エ 「**配給部門**」とは、映像情報の配給業務に従事する者。
 - オ 「**宣伝部門**」とは、映像情報の広報・宣伝業務に従事する者。
 - カ 「**その他**」とは、上記以外の業務に従事する者。

(7) **年間売上高**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び業務別(「映像情報制作・配給業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(8) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

映画制作・配給業務

「**映画の制作・配給収入**」とは、映画の制作(受託を除く)又は配給によって得られた収入。

「**ビデオ(DVDを含む。)著作権収入**」とは、映画作品(自社に著作権のあるもの。以下同じ)をビデオ化(複製し頒布)する権利を、他社に販売(許諾)することにより得られた収入。

「**テレビ放映権収入**」とは、映画作品を他社がテレビで放映使用することを許諾して得られた収入。

「**商品化権収入**」とは、映画作品のキャラクター使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版などを許諾することにより得られた収入。

「**リメイク権収入**」とは、映画作品のリメイクを許諾することにより得られた収入。

「**受託制作収入**」とは、他企業からの委託を受けた映画制作業務により得られた収入。

「**テレビ映画制作収入**」とは、テレビ用映画の制作業務により得られた収入。

「**その他**」とは、上記以外の収入。広報映画、産業映画制作による収入も含む。

テレビ番組制作・配給業務

「**テレビ番組制作・配給収入**」とは、テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作(受託を除く)又は配給によって得られた収入。

「**ビデオ(DVDを含む。)著作権収入**」とはテレビ番組作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を、他社に販売(許諾)することにより得られた収入。

「**受託制作収入**」とは、他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作業務により得られた収入。

「**その他**」とは、上記以外の収入。

ビデオ(DVD)制作・発売業務

「**ビデオ(DVDを含む。)制作・発売収入**」とは、ビデオ(DVDを含む。以下同じ)用オリジナル作品の制作又は発売業務及び、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオの発売業務により得られた収入。

「**ビデオ(DVDを含む。)著作権収入**」とは、ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)することにより得られた収入。

「**その他**」とは、上記以外のビデオ(DVD)制作・発売業務により得られた収入。発表会、演奏会、結婚式の撮影や、展示会等の企業PRビデオ制作により得られた収入も含む。

(9) **年間営業費用**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体の「給与支給総額」、制作費(「人件費」、「その他の制作費」)、「外注費」、「配給権獲得費」、「配収支払費」、「版權獲得費」、「広告費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(別経営の企業で働いている者)」の給与も含む。

制作費は、映像制作に係る費用。

ア 「**人件費**」は、制作費のうち出演者(俳優など)に支払った出演料や、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費。ただし、自社の従業者の費用は含まれない(「給与支給総額」に含まれる)。

イ 「**その他の制作費**」は、「人件費」以外の制作費用。

「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用。

「**配給権獲得費**」は、国内、国外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けたときに支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)。

「**配給支払費**」は、入場料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画制作業者に支払った費用。

「**版權獲得費**」は、国内、国外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るために支払った費用。

「**広告費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用。

「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

賃借料は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「**土地・建物**」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「**機械・装置**」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などである。

「**その他の営業費用**」は、上記 ~ 以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

- (10) **年間営業用有形固定資産取得額**は、企業において平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象企業数	調査票回収数	回収率	集計企業数
映像情報制作・配給業	2,196	1,159	52.8%	1,051

注1:調査対象企業数、調査票回収数及び集計企業数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象企業数により算出。

注3:調査票回収数と集計企業数(有効回答企業数)の差は無効回答企業数である。

4. 記号及び注記

- (1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。
「-」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。
「x」は、1又は2である企業に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の企業に関する数値であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。
- (2) 「男女別、雇用形態別従業者数」の表の「従事者数」は、企業の従業者数計から別経営の企業へ派遣されている人を除き、別経営の企業から派遣されている人を加えたもの。
- (3) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

- この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「**経済産業省経済産業政策局調査統計部平成19年特定サービス産業実態調査報告書 映像情報制作・配給業編**」による旨を明記してください。
- この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成19年11月1日現在で実施した「平成19年特定サービス産業実態調査」のうち、クレジットカード業、割賦金融業（日本標準産業分類小分類項目 643）の調査結果について取りまとめたものである。

・特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第113号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として88頁から104頁に掲載している。

3. 調査の期日

平成19年特定サービス産業実態調査は、平成19年11月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成19年は、そのうち、次に掲げる11業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(企業)を対象に調査を行った。

平成19年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391 - ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411 - 映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643 - クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806 - デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881 - 各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882 - 産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891 - 広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899 - その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903 - 計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

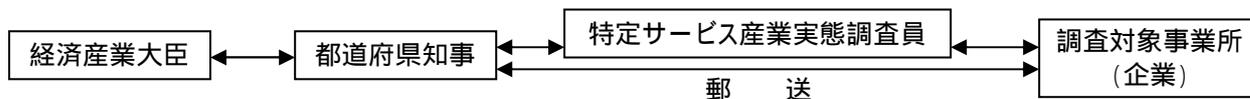
注: 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「・業種別事項」を参照してください。

5. 調査方法

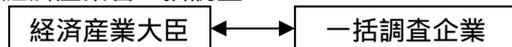
- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び収集を行う(経済産業省一括調査)方法。

6. 調査経路

< 都道府県経由 >



< 経済産業省一括調査 >



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 19 年特定サービス産業実態調査は、11 調査業種について「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、「映像情報制作・配給業調査票」、「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、「デザイン・機械設計業調査票」、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、「広告代理業、その他の広告業調査票」、「計量証明業調査票」の共用調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9 か月後に公表、確報を約 12 か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9. 調査業種及び調査年次

- (1) 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、直近の平成 12 年調査から平成 17 年調査までは、調査業種を「対事業所サービス業(ビジネス支援産業)」、「対個人サービス業(娯楽関連産業)」、「対個人サービス業(教養・生活関連産業)」の 3 つに分割して、1 年ごとに 3 年周期として調査を実施。ただし、物品賃貸業は、自己による資産購入を中心とする形態からリース(賃貸)を中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業は、IT(情報技術)化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら 2 業種は毎年調査を実施。平成 18 年からは、サービス統計の整備・拡充を図るため、より精度の高い調査結果を得ることを目的として、調査対象名簿を業界団体等による名簿から事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、調査業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との関連を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類レベルへの統一を行った。
- (2) 平成 19 年は、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「計量証明業」を新たに調査対象とし、調査業種の拡大を行った。

調査業種及び調査年次(直近 4 年間)

平成 16 年調査	平成 17 年調査	平成 18 年調査	平成 19 年調査
(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査に移行)	(調査業種)
(3 年周期調査業種) 【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場(テニス練習場を含む。) ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場(貸しホールを含む。) 映画制作・配給業、ビデオ発売業	(3 年周期調査業種) 【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 映像情報制作・配給業 クレジットカード業、割賦金融業 デザイン・機械設計業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業 計量証明業

注: 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年の調査開始以降、平成 17 年までに 31 業種の調査を実施している。年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照されたい。

「クレジットカード業、割賦金融業」 <業種別事項>

1. 調査対象の範囲

クレジットカード業、割賦金融業の調査対象は、クレジットカード業は、自社でクレジットカード(又はチケット)を発行し、消費者(会員)が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を行う企業、割賦金融業は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う企業である。

ただし、代金回収等の一部業務のみ行っている企業、専ら通信販売、訪問販売、信用保証業務を行う企業、民間金融機関、消費者金融会社、ファクタリング業務を行う企業は、この調査の対象としない。

なお、通常、特定サービス産業実態調査は**事業所単位**で調査を行うが、クレジットカード業、割賦金融は**企業単位**で調査を行った。

2. 統計表の事項の説明

- (1) **企業数**は、調査結果(平成19年11月1日現在)の集計企業数(有効回答企業数)である。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成19年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **企業の系統別**の区分は、以下のとおり。
 - 「**銀行系**」は、普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業。
 - 「**信販会社系**」は、割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、他の区分に該当しない企業。
 - 「**中小小売商団体**」は、専門店会、商店会などに加盟する団体。
 - 「**百貨店・量販店、流通系**」は、百貨店、量販店及び、流通業者の系列・企業グループ企業。
 - 「**割賦金融会社**」は、割賦販売業を主とする企業。
 - 「**その他**」は、電機メーカー、石油元売系列会社など、上記に該当しない企業。
 - 「**チケット発行会社**」は、「その他」の内数で、専らタクシーチケットの発行を行う企業。
- (5) **従業者数**は、平成19年11月1日現在の数値。

従業者数とは、企業に所属している者で、当該業務(クレジットカード業務、割賦金融業務をいう。)以外の業務の従業者及び別経営の企業へ出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおり。

 - ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」
 - a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業で従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している者。
 - b 「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
 - c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成19年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。また、「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。
 - d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。
 - イ 「**総計のうち、別経営の企業に派遣している人**」とは、企業全体の従業者(上記ア)のうち、別経営の企業に出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者。

「**総計のほか、別経営の企業から派遣されている人**」とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)。
- (6) **従事者数**は、平成19年11月1日現在の数値。

従事者数とは、企業の従業者(前項ア)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。

クレジットカード業務の部門別従事者数は、クレジットカード業務、割賦金融業務に従事する下記の部門別の従事者数をいう。

 - ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算及び、営業などの業務に従事する者。
 - イ 「**顧客・加盟店管理部門**」とは、会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する者。

ウ「審査部門」とは、新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する者。

エ「その他」とは、上記以外の業務に従事する者。

- (7) **年間売上高(年間取扱高)**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の取扱高(顧客に対する信用供与額及びそれに伴う手数料収入等の収入金額)、売上高及び業務別(「クレジットカード業務、割賦金融業務」及び「その他業務」)の取扱高、売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高(年間取扱高)には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

- (8) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

クレジットカード業務、割賦金融業務

「販売信用業務」とは、カード会員が自社カード^{注1}を使用した商品購入及びサービス提供による取扱高。

「消費者金融業務」とは、自社カードによるカード会員への金銭貸付業務による取扱高(貸出金額、手数料、金利の合計)。

「割賦金融業務」とは、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による取扱高。なお、個品あっせん業務による取扱高については、「その他業務」の「販売信用業務」に含まれる。

その他業務

(金融・保険業務)

「販売信用業務」とは、クレジットカードによらない販売信用業務(個品あっせん、提携ローン、ローン提携販売など)による取扱高。

「消費者金融業務」とは、クレジットカードによらない金銭貸付業務(融資専用カードなど)による取扱高(貸出金額、手数料、金利の合計)。

「その他の金融・保険業務」とは、上記「販売信用業務」、「消費者金融業務」以外のクレジットカードによらない金融・保険業務による取扱高。

「卸売・小売業務」とは、代理商・仲買業、一般卸売店、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等での商品販売から、上記「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高。

「その他」とは、上記以外の業務(物品賃貸業など)による売上高。

注1:自社カードとは、クレジットカード会社が顧客からの申込を受け(提携先を経由する場合を含む。)、審査を行い発行するクレジットカード。カード会員の商品購入代金をクレジットカード会社が立替え、後日カード会員に請求する形態を取り、いわゆる提携カードを含む。

- (9) **取扱残高**は、平成19年11月1日現在又は調査日に最も近い決算日における、クレジットカード業務による「販売信用業務」、「消費者金融業務」及び、「割賦金融業務」における取扱残高(債権額)。

- (10) **営業収入額**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体のクレジットカード業務による営業収入(「会員の入会金及び会費収入」、「販売信用業務による会員からの手数料収入」、「消費者金融業務による会員からの営業収入」、「加盟店からの手数料収入」)及び、割賦金融業務による営業収入。なお、「販売信用業務による会員からの手数料収入」、「消費者金融業務による会員からの営業収入」については、リポリング方式^{注2}による収入を内数で記載した。

注2:リポリング方式とは、商品・サービス代金の合計額を基礎として、予め定められた方法により算定して得た額を、予め定められた時期ごとに受領する方式のことをいう。

- (11) **産業別の加盟店数及び年間売上高(年間取扱高)**は、以下のとおり。

産業別の加盟店数

クレジットカード業務を営む企業が自社で開拓し直接契約を行うことにより、クレジットカードの利用が可能である店舗の、産業別内訳数。

産業別の年間売上高(取扱高)

自社カードによる販売信用業務(クレジットカードを利用した商品購入及びサービス提供)による年間取扱高の、産業別内訳額。

産業区分

「百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住に渡る各種商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別できず、常時50人以上の従業者を有する小売事業所。

「その他の小売業」とは、衣、食、住の各種商品を販売し、「百貨店、総合スーパー」以外の小売事業所。

「飲食店」とは、食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司や、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビアホールなどの、主としてその場で飲食をする事業所。

「旅館・ホテル」とは、主として短期の宿泊と食事を提供する事業所。

「その他」とは、娯楽業などの上記以外の産業の事業所。また、海外の事業所を含む。

(12) **クレジット会員数(契約数)**は、クレジットカードの会員契約を行っている自社カードの有効契約数で、発行枚数から契約会員に付帯する家族会員カード発行枚数を除いた法人会員、個人会員別の数。

「**会員総数**」は、平成19年11月1日現在又は調査日に最も近い決算日での会員総数。

「**うち この1年間に加入した会員数**」は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に、新たに自社カードの契約を行った数。

「**この1年間に脱会した会員数**」は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に、クレジットカードの会員契約を解約した数。ただし、既存会員の家族会員カードのみの解約は除く。

(13) **年会費別のクレジットカード発行種類数及び発行枚数**は、平成19年11月1日現在又は調査日に最も近い決算日での、年会費区分別(無料^{注3}、5,000円未満、5,000円以上)の個人会員(家族会員を含む。)向けクレジットカードの種類及び発行枚数。

注3:年会費無料のカードは、初年度のみ無料や利用状況により無料にするカードを除いた、永年無料のクレジットカード。

(14) **クレジットカード発行枚数**は、平成19年11月1日現在又は調査日に最も近い決算日での自社カードの有効発行枚数で、発行枚数から退会者、有効期限が切れた後更新を行っていないカードを除いた、個人会員(家族会員を含む。)カード、法人会員カードの枚数。

「**うち 提携カード発行枚数**」とは、自社カードの内、他の商業企業等と提携した提携カードの有効発行枚数。

「**うち ICカード**」とは、自社カードの発行枚数に対する、ICカード(ICチップ(Integrated Circuit:集積回路)を搭載したクレジットカード)の枚数及び割合。

(15) **産業別提携先企業**は、提携カードの提携先企業数の産業別内訳。

(16) **年間営業費用**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体及び主たる業務(クレジットカード業務、割賦金融業務をいう。)の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、「賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)」、「貸倒引当金繰入額」、「金融費用」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の企業で働いている者)」の給与も含む。

「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用。

「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

賃借料は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「**土地・建物**」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「**機械・装置**」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などである。

「**貸倒引当金繰入額**」は、売掛金、貸付金などの貸金の貸倒れによる損失見込額。

「**金融費用**」は、支払利息、手形割引料などの費用。

「**その他の営業費用**」は、上記 ~ 以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(17) **年間営業用有形固定資産取得額**は、企業において平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象企業数	調査票回収数	回収率	集計企業数
クレジットカード業, 割賦金融業	390	337	86.4%	311

注1:調査対象企業数、調査票回収数及び集計企業数には、廃業、転業及び休業企業を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象企業数により算出。

注3:調査票回収数と集計企業数(有効回答企業数)の差は無効回答企業数である。

4. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「x」は、1又は2である企業に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の企業に関する数値であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 「男女別、雇用形態別従業者数」の表の「従事者数」は、企業の従業者数計から別経営の企業へ派遣されている人を除き、別経営の企業から派遣されている人を加えたもの。

(3) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

・その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成19年特定サービス産業実態調査報告書 クレジットカード業、割賦金融業編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成19年11月1日現在で実施した「平成19年特定サービス産業実態調査」のうち、**デザイン・機械設計業**(日本標準産業分類小分類項目 806)の調査結果について取りまとめたものである。

・特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第113号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として104頁から120頁に掲載している。

3. 調査の期日

平成19年特定サービス産業実態調査は、平成19年11月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成19年は、そのうち、次に掲げる11業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(企業)を対象に調査を行った。

平成19年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391 - ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411 - 映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643 - クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806 - デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881 - 各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882 - 産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891 - 広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899 - その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903 - 計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

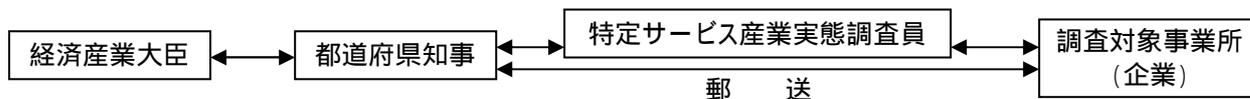
注: 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「・業種別事項」を参照してください。

5. 調査方法

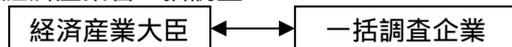
- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び収集を行う(経済産業省一括調査)方法。

6. 調査経路

< 都道府県経由 >



< 経済産業省一括調査 >



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 19 年特定サービス産業実態調査は、11 調査業種について「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、「映像情報制作・配給業調査票」、「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、「デザイン・機械設計業調査票」、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、「広告代理業、その他の広告業調査票」、「計量証明業調査票」の共用調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9 か月後に公表、確報を約 12 か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9. 調査業種及び調査年次

- (1) 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、直近の平成 12 年調査から平成 17 年調査までは、調査業種を「対事業所サービス業(ビジネス支援産業)」、「対個人サービス業(娯楽関連産業)」、「対個人サービス業(教養・生活関連産業)」の 3 つに分割して、1 年ごとに 3 年周期として調査を実施。ただし、物品賃貸業は、自己による資産購入を中心とする形態からリース(賃貸)を中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業は、IT(情報技術)化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら 2 業種は毎年調査を実施。平成 18 年からは、サービス統計の整備・拡充を図るため、より精度の高い調査結果を得ることを目的として、調査対象名簿を業界団体等による名簿から事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、調査業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との関連を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類レベルへの統一を行った。
- (2) 平成 19 年は、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「計量証明業」を新たに調査対象とし、調査業種の拡大を行った。

調査業種及び調査年次(直近 4 年間)

平成 16 年調査	平成 17 年調査	平成 18 年調査	平成 19 年調査
(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査に移行)	(調査業種)
(3 年周期調査業種) 【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場(テニス練習場を含む。) ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場(貸しホールを含む。) 映画制作・配給業、ビデオ発売業	(3 年周期調査業種) 【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 映像情報制作・配給業 クレジットカード業、割賦金融業 デザイン・機械設計業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業 計量証明業

注: 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年の調査開始以降、平成 17 年までに 31 業種の調査を実施している。年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照されたい。

「デザイン・機械設計業」 < 業種別事項 >

1. 調査対象の範囲

- (1) **デザイン業の調査対象**は、顧客の要請に応じて工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、証明などについて設計、表現する業務を行う事業所である。

業務種類としては、以下のものが該当する。

- インダストリアルデザイン・・・・・・・・(機器、スポーツ用品など)
- パッケージデザイン・・・・・・・・(箱、商品個装など)
- グラフィックデザイン・・・・・・・・(ポスター、装丁、パンフレットなど)
- ディスプレイデザイン・・・・・・・・(展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドディスプレイなど)
- インテリアデザイン・・・・・・・・(室内の構成と装飾)
- テキスタイル、ファッションデザイン (カーテン、既製服、靴、装身具、履物など)
- マルチメディアデザイン・・・・・・・・(デジタルコンテンツ、Web などのオンラインプロダクトなど)
- その他のデザイン・・・・・・・・(クラフト、ジュエリー、看板などのサイン、庭園、建物など)

ただし、デザインにより一貫して製造・販売までを行う事業所(衣服製造業、漆器製造業など)は、対象としない。

- (2) **機械設計業の調査対象**は、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械を製造するための計画組立図面及び設計書等の作成並びに、制作可能な詳細図面を作成する業務を行う事業所である。

ただし、エンジニアリング業、機械設計から製造までを一貫して行う事業所、自社の機械製造を行うための機械設計業務のみを行っている事業所は、対象としない。

2. 統計表の事項の説明

- (1) **事業所数**は、調査結果(平成 19 年 11 月 1 日現在)の集計事業所数(有効回答事業所数)である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)

- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 19 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

- (4) **従業者数**は、平成 19 年 11 月 1 日現在の数値。

従業者数とは、事業所に所属している者で、当該業務(デザイン・機械設計業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b 「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 19 年 9 月と 10 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

また、「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所全体の従業者(上記ア)のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

- (5) **従事者数**は、平成19年11月1日現在の数値。

従事者数とは、事業所の従業者(前項ア)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

デザイン・機械設計業務の部門別従事者数は、デザイン・機械設計業務に従事する下記の部門別の従事者数をいう。

ア「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務及び、デザイン・機械設計業務の受注契約、顧客の意向を自社の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者。

デザイン部門

イ「**インダストリアル**」とは、機器、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者。

ウ「**パッケージ**」とは、箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者。

エ「**グラフィック**」とは、ポスター、想定、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者。

オ「**ディスプレイ**」とは、展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドディスプレイなどのデザイン業務に従事する者。

カ「**インテリア**」とは、室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する者。

キ「**テキスタイル、ファッション**」とは、カーテン、既製服、鞆、装身具、履物などのデザイン業務に従事する者。

ク「**マルチメディア**」とは、デジタルコンテンツ、Webなどのオンラインプロダクツなどのデザイン業務に従事する者。

ケ「**その他**」とは、陶磁器製品などのクラフト、ジュエリー、看板などのサイン、庭園、建物などのデザイン業務に従事する者。

機械設計部門

コ「**機械系**」とは、機械部門に従事する者。

サ「**電気系**」とは、電気部門に従事する者。

シ「**その他**」とは、上記以外の土木・建築系、情報システム系などに従事する者。

- (6) **年間売上高**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「デザイン・機械設計業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

- (7) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

デザイン業務

「**インダストリアル**」とは、機器、スポーツ用品のデザイン業務。

「**パッケージ**」とは、箱、商品個装などのデザイン業務。

「**グラフィック**」とは、ポスター、想定、パンフレットなどのデザイン業務。

「**ディスプレイ**」とは、展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドディスプレイなどのデザイン業務。

「**インテリア**」とは、室内の構成と装飾のデザイン業務。

「**テキスタイル、ファッション**」とは、カーテン、既製服、鞆、装身具、履物などのデザイン業務。

「**マルチメディア**」とは、デジタルコンテンツ、Webなどのオンラインプロダクツなどのデザイン業務。

「**その他**」とは、陶磁器製品などのクラフト、ジュエリー、看板などのサイン、庭園、建物などのデザイン業務。

機械設計業務

「**基本設計**」とは、機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務。

「**計画設計**」とは、基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務又は、基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務。

「**詳細設計**」とは、詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務。

「**コンサルティング**」とは、機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務。

「**その他**」とは、コンピュータによるプログラム及びマニュアル等の作成業務、テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務など上記以外の業務。

- (8) **年間営業費用**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

賃借料は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などである。

「その他の営業費用」は、上記 ~ 以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

- (9) **年間営業用有形固定資産取得額**は、事業所において平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
デザイン・機械設計業	11,863	8,256	69.6%	7,903

注1:調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3:調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所数である。

4. 記号及び注記

- (1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。
「-」は該当数値なし、「...」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。
「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。
- (2) 「男女別、雇用形態別従業者数」の表の「従事者数」は、事業所(企業)の従業者数計から別経営の事業所(又は企業)へ派遣されている人を除き、別経営の事業所(又は企業)から派遣されている人を加えたもの。
- (3) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

- この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成19年特定サービス産業実態調査報告書 デザイン・機械設計業編」による旨を明記してください。
- この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成19年11月1日現在で実施した「平成19年特定サービス産業実態調査」のうち、計量証明業(日本標準産業分類小分類項目903)の調査結果について取りまとめたものである。

特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第113号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として92頁から108頁に掲載している。

3. 調査の期日

平成19年特定サービス産業実態調査は、平成19年11月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成19年は、そのうち、次に掲げる11業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(企業)を対象に調査を行った。

平成19年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391 - ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411 - 映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643 - クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806 - デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881 - 各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882 - 産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891 - 広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899 - その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903 - 計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

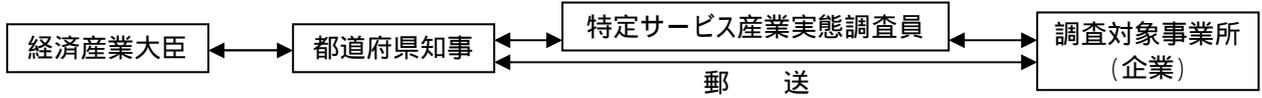
注: 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「< 業種別事項 >」を参照してください。

5. 調査方法

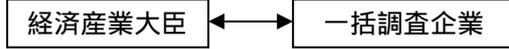
- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び収集を行う(経済産業省一括調査)方法。

6. 調査経路

< 都道府県経由 >



< 経済産業省一括調査 >



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 19 年特定サービス産業実態調査は、11 調査業種について「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、「映像情報制作・配給業調査票」、「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、「デザイン・機械設計業調査票」、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、「広告代理業、その他の広告業調査票」、「計量証明業調査票」の共用調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9 か月後に公表、確報を約 12 か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9. 調査業種及び調査年次

- (1) 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、直近の平成 12 年調査から平成 17 年調査までは、調査業種を「対事業所サービス業(ビジネス支援産業)」、「対個人サービス業(娯楽関連産業)」、「対個人サービス業(教養・生活関連産業)」の 3 つに分割して、1 年ごとに 3 年周期として調査を実施。ただし、物品賃貸業は、自己による資産購入を中心とする形態からリース(賃貸)を中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業は、IT(情報技術)化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら 2 業種は毎年調査を実施。平成 18 年からは、サービス統計の整備・拡充を図るため、より精度の高い調査結果を得ることを目的として、調査対象名簿を業界団体等による名簿から事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、調査業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との関連を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類レベルへの統一を行った。
- (2) 平成 19 年は、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「計量証明業」を新たに調査対象とし、調査業種の拡大を行った。

調査業種及び調査年次(直近 4 年間)

平成 16 年調査	平成 17 年調査	平成 18 年調査	平成 19 年調査
(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査業種) 物品賃貸業 情報サービス業	(毎年調査に移行)	(調査業種)
(3 年周期調査業種) 【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場(テニス練習場を含む。) ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場(貸しホールを含む。) 映画制作・配給業、ビデオ発売業	(3 年周期調査業種) 【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 映像情報制作・配給業 クレジットカード業、割賦金融業 デザイン・機械設計業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 その他の広告業 計量証明業

注: 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年の調査開始以降、平成 17 年までに 31 業種の調査を実施している。年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照されたい。

「計量証明業」 < 業種別事項 >

1. 調査対象の範囲

計量証明業の調査対象は、顧客の要請に応じて以下の業務を営む事業所である。

貨物の質量、体積などを計量し、その結果の証明(証明行為の形式は問わない。以下同じ)を行う業務(一般計量証明業務)

環境の状態に対して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果の証明を行う業務(環境計量証明業務)

一般計量証明業務及び環境計量証明業務以外で、貨物以外の質量などの計量証明、環境以外の濃度などの計量証明を行う業務(その他の計量証明業務)

ただし、自企業内の測定分析のみを行っている事業所、船積貨物の積込・陸揚にかかわる検数・鑑定・検量を行う事業所は、対象としない。

2. 統計表の事項の説明

(1) **事業所数**は、調査結果(平成19年11月1日現在)の集計事業所数(有効回答事業所数)である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「**該当事業所数**」で表記している。

(2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)

(3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成19年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **従業者数**は、平成19年11月1日現在の数値。

従業者数とは、事業所に所属している者で、当該業務(計量証明業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b 「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成19年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。また、「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所全体の従業者(上記ア)のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている者。

「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている者(受入者)。

(5) **従事者数**は、平成19年11月1日現在の数値。

従事者数とは、事業所の従業者(前項ア)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

計量証明業務の部門別従事者数は、計量証明業務に従事する下記の部門別の従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務及び、計量証明業務の受注契約、顧客の意向を自社の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者。

技能部門

イ「**一般計量測定**」とは、貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者。

ウ「**環境測定**」とは、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者。

エ「**作業環境測定**」とは、有害な業務として指定された5区分の作業場^注内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者。

オ「**建物内測定**」とは、興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者。

カ「**その他**」とは、上記に該当しない技術部門の業務に従事する者。

その他

キ「**その他**」とは、貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の、上記に該当しない計量証明業務に従事する者。

注：「5区分の作業場」とは、有害な業務を行う屋内作業場として「作業環境測定法施行規則」により指定された以下の区分。

粉じんを著しく発散する屋内作業場

放射性物質取扱作業室

特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場

鉛業務を行う屋内作業場

有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場

(6) **年間売上高**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「計量証明業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(7) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

一般計量証明業務

「**一般計量測定**」とは、貨物の「**質量**」、「**体積**」及び、「**その他**」(長さ・面積・熱量など)を測定する業務。

環境計量証明業務

「**環境測定**」とは、以下のとおり。

ア「**大気**」、「**水質**」、「**土壌**」は、それぞれに含まれる物質濃度の測定業務。

イ「**騒音**」は、事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定業務。

「**作業環境測定**」とは、有害な業務として指定された5区分の作業場における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定業務。

「**建物内測定**」とは、興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定業務。

「**その他**」とは、上記以外の環境の状態に関する測定業務。

その他

「**その他**」とは、貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の、上記以外の計量証明業務。

(8) **年間営業費用**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「**給与支給総額**」、「**外注費**」、「**減価償却費**」、「**賃借料**(「**土地・建物**」、「**機械・装置**」)及び「**その他の営業費用**」の計(消費税額を含む)。

「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「**役員**」の報酬及び賞与、「**パート・アルバイト等**」、「**臨時雇用者**」の給与、当該事業所で主として「**給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)**」の給与を含む。

「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

「**賃借料**」は、「**土地・建物**」又は「**機械・装置**」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ「**機械・装置**」とは、自動車などの「**輸送用機器**」、電算機やパソコンなどの「**情報関連機器**」、複写機などの「**事務用機器**」などである。

「**その他の営業費用**」は、上記 ~ 以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(9) **年間営業用有形固定資産取得額**は、事業所において平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間

又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
計量証明業	541	441	81.5%	422

注1:調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3:調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所数である。

4. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 「男女別、雇用形態別従業者数」の表の「従事者数」は、事業所(企業)の従業者数計から別経営の事業所(又は企業)へ派遣されている人を除き、別経営の事業所(又は企業)から派遣されている人を加えたもの。

(3) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成19年特定サービス産業実態調査報告書 計量証明業編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。